

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和4年4月4日

秋田市長 穂積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画特別用途地区 特別工業地区

2 位置および区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

3 縦覧期間

令和4年4月4日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課